

龍谷大学大学院研究活動奨励・支援制度

2026年度 学会活動支援 募集要項

1. 支援制度概要

大学院生の学会活動の促進を目的として、学会への入会費または年会費、学会に参加・研究成果の発表を行う際の費用を支援します。

2. 申請資格要件

本学の正規課程に在籍する大学院生で、学会へ入会する者または学会に参加・研究成果の発表を行う者（申請時、学会参加時の学籍状態が「休学」である者を除く）

※学内の学会は対象外です。（例：龍谷大学〇〇学会）

※社会人学生が勤務先（本務先）でも研究を行っている場合、以下の条件を全て満たす場合に限り支援の対象となります。

①龍谷大学大学院生名義での研究活動であること

②当該研究活動について勤務先（本務先）から経費支給や支援を受けていないこと

勤務先（本務先）と重複した支援は行いませんので、申請にあたり、勤務先からの支援がない旨の証明等を求めることがあります。

3. 支援種別・支援額・上限回数（年次）

①入会金または年会費 : 上限5千円（年間1学会まで）

②学会参加支援（発表を伴わない） : 一律1万円（②③合わせて年間2回まで）

③学会参加支援（発表を伴う：国内） : 一律3万円（②③合わせて年間2回まで）

④学会参加支援（発表を伴う：海外） : 一律10万円（年間1回まで）

※②③④は研究者間の交流を促すため、対面での参加を対象とします。

※「①入会金または年会費」において、振込手数料等の手数料は支援対象に含みません。

※学会当日の参加登録費は、「①入会金または年会費」に含みません。

※原則として、主たる発表者（第1発表者）である場合に「③④学会参加支援（発表を伴う）」の対象になります。ただし、共同発表者であっても申請者が当該発表に深く関わっており、実際に現地で発表を行っていて、当該支援に値すると指導教員が認める場合は、指導教員による理由書の提出を受けた上で、支給対象となるかどうかを判断します。

4. 支援対象期間

当該年度の学会入会金・年会費および当該年度4月1日～3月31日に開催される学会参加を支援の対象とします。

※年会費の対象期間が年度をまたぐ場合、その期間に該年度の日付が含まれていることが支援の条件となります。ただし、一度申請した支援を翌年度に再度申請することはできません。

※年度をまたがって開催される学会の場合、学会の開催初日が属する年度に申請ください。

※大学院修了後の申請は不可とします。

5. 申請方法

学会（入会金または年会費の場合は支払い）終了後、申請フォームへの入力で申請を行ってください。申請にあたっては、以下の提出書類を申請フォームにおいてファイル添付で提出してください。

申請フォームアドレス：<https://forms.cloud.microsoft/r/v2DN5DgyV5>

※申請フォームには、龍谷大学の Google アカウントでログインをしたうえでアクセスしてください。

【必要となる提出書類】※全て PDF ファイルで提出（写真データは不可）

(1) 学会活動に係る根拠資料

提出書類 (全て PDF ファイルで提出 (写真データは不可))	①入会金 または 年会費	②学会参 加費 (発 表を伴わ ない)	③④学会 参加費 (発 表を伴う: 国内・海外)
a. 入会金・年会費申請書 (所定様式)	○		
b. 学会参加報告書 (所定様式)		○	○
c. 学会名鑑 (https://gakkai.scj.go.jp) の当該学会機関詳細ページ (*1)	○	○	○
d. 領収書 (本人宛名記載あり、当該年度の入会金・年会費であることが分かるもの) (*2)	○		
e. 学会の HP・規約等で入会金・年会費の金額が記載された資料	○		
f. 学会参加証明書 (対面参加) (*3)		○	
g. 学会の案内・プログラム等のコピー (学会名、開催地、会場、日程記載) (*4)		○	○
h. 学会で発表したことが分かるもの (発表者、発表テーマ、発表日記載) (*4)			○
i. 発表資料 (当日発表した資料・スライド・ポスターなど) (*4)			○

(*1) 当該学会について「学会名鑑」に記載はないものの、申請者が研究を推進するにあたり、参加・発表に意義があると指導教員が認める場合は、指導教員による理由書 (様式任意) を提出してください。

(*2) クレジットカード明細や支払った際の Web 画面は不可です。必ず領収書もしくは郵便振替受付票 (受領証) (振替受付票) を提出してください。領収書等がない場合は、領収書の発行を学会に相談してください。

(*3) 対面で当該学会へ参加したことがわかるもの。(下記例参照)

<例: ①学会に参加したことがわかる写真 (学会の看板と申請者本人と一緒に写っているもの)

②学会の参加票・名札 ③学会が発行する参加証明書等>

(*4) g, h, i については、申請者の氏名が記載されている該当箇所をマーカー等で示すこと。

※社会人学生の場合は龍谷大学大学院生名義の研究活動である旨の記載があること。

(2) 銀行振込登録依頼書 (所定様式: PDF ファイル添付)

※大学院生として既に支援金・奨学金等の給付口座を登録済の方は不要

(ただし、TA・アルバイトの口座登録は含まれません)

(3) [(2)を提出する方のみ] 口座情報を証明するキャッシュカードまたは通帳の写し

(PDF ファイル添付)

6. 申請時期

2026年度：5月18日（月）～5月29日（金）、7月13日（月）～7月24日（金）、
11月16日（月）～11月27日（金）、2月15日（月）～2月27日（土）

※支援対象期間（当該年度4月1日～3月31日に開催される学会）であれば、上記
いずれの申請期間の申請も可とします。

※3月（9月修了者は8・9月）に学会参加の予定がある場合の申請方法は、別途
お知らせします。

7. 支援金の給付

申請期間終了後、提出書類等を確認のうえ、約1か月以内を目処として、大学に届け出て
いただいている本人の銀行口座（国内）に振り込みます。

8. 支援の対象の判断基準

以下のすべての条件を満たしている学会を支援の対象とします。

（発表を伴わない場合は④を除く）。

- ①学外の学会（学術団体）が主催、共催、後援等をしている
- ②自身以外の研究成果発表を聞く機会（研究交流ができる機会）がある
- ③対面で開催されている
- ④研究成果の発表物を残しており、それを提出できる（ポスターやスライド等）

【対象とならないもの】

- ①学内の学会が主催するもの（例：龍谷大学〇〇学会）
- ②オンライン開催や誌上開催の学会
- ③学生を中心とした組織が行う自主的な勉強会
- ④自己研鑽・自己啓発を目的としたセミナーやプログラム

以 上